

□ 手続き名称

- ・特定路外駐車場設置(変更)届出書

□ 手続内容

特定路外駐車場とは駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場(道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上のものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいいます。(法第2条)

また、路外駐車場管理者等は特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場を移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準に適合させなければなりません。(法第11条)

そこで、路外駐車場管理者等は特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところによりその旨を届け出なければなりません。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りではありません。(法第12条)

□ 特定路外駐車場の設置等の届出書類

<駐車場法による届出を伴う場合>

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第7条2項関係)

※ 以下の書類は駐車場法第12条の届出書類に添付してください。

- (1) 路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面(第2号様式)
- (2) 平面図(1/200以上)

- ・路外駐車場車いす使用者用駐車施設^(注1)の表示
- ・路外駐車場移動等円滑化経路^(注2)の表示
- ・その他の主要な施設の表示

(注1) 「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」とは、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第2条第1項に規定する施設をいう。

(注2) 「路外駐車場移動等円滑化経路」とは、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第3条第1項に規定する施設をいう。

< 参考 >

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令

(平成十八年十二月十五日国土交通省令第百十二号)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十一条第一項 の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及整備に関する基準を定める省令を次のように定める。

(趣旨)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十一条第一項 の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）、駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）及び駐車場法 施行規則（平成十二年運輸省・建設省令第十二号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(路外駐車場車いす使用者用駐車施設)

第二条 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
- 二 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
- 三 次条第一項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(路外駐車場移動等円滑化経路)

第三条 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

2 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
- 二 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、八十分メートル以上とすること。
- 三 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
 - ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - 四 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。
 - ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を

超えないこと

- ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
- ニ 勾配が十二分の一を超える、又は高さが十六センチメートルを超える、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(特殊の装置)

第四条 前二条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前二条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

附 則

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

◎注意事項

路外駐車場を設置する場合は下記の届出が必要になります。

- 「駐車場法」に基づく届出
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づく届出
- 「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づく届出

下記フローを参考に手続きをおこなってください。また詳細につきましては都市計画・公園課までお問い合わせ下さい。

